

# 南九州市子ども・子育て利用者支援事業運営業務委託仕様書

## 1 趣旨

事業者は、子ども・子育て利用者支援実施施設（以下「利用者支援実施施設」という。）を開設し、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施することを目的とする。

事業の実施にあたっては、南九州市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱（平成 30 年 2 月 19 日南九州市告示第 18 号）に基づき実施する。

## 2 場所

募集する利用者支援実施施設の区域、設置数及び開設予定時期については、次のとおりとする。

区域	設置数	開設予定時期
南九州市全域	1 か所設置	令和 8 年 4 月 1 日

## 3 日時

曜日を定め、週 5 日以上実施すること。

## 4 職員の要件及び配置

(1) 利用者支援事業に従事する職員（以下「職員」という。）については、以下の①及び②を満たさなければならない。

① 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付雇児発 0521 第 18 号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表 1 に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修（以下、「基本研修」という。）及び別表 2-2 の 1 に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修（以下「基本型専門研修」という。）を修了していること。

なお、以下の左欄に該当する場合については、右欄の研修の受講を要しない。ただし、中段及び下段に該当する場合には、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。

子育て支援員研修事業実施要綱 5 の（3）のアの（エ）に該当する場合	基本研修
本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に	基本研修

従事している場合	基本型専門研修
事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむを得ない場合	基本研修 基本型専門研修

② 以下に掲げる相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市長が認めた事業や業務（例：地域子育て支援拠点事業，保育所における主任保育士業務等）について，以下の区分ごとの期間を参酌して市長が定める実務経験の期間を有すること。

ア 保育士，社会福祉士，その他対人援助に関する有資格者の場合 1年  
イ ア以外の者の場合 3年

(2) 職員の配置については，(1)を満たす専任職員を，1事業所1名以上配置するものとする。なお，この基準を満たした上で，適宜，業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。

## 5 事業・設置・運営等にかかる条件

### (1) 事業内容

① 事業利用者の個別ニーズを把握し，それに基づいて情報の集約・提供，相談，その他事業利用者への支援等を行うことにより，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施すること。

ア 事業の時間内にいつでも相談に応じられるようにすること。また，プライバシーを保ち，相談できる場を確保すること。

イ 事業利用者の了解を得たうえで，相談記録を作成し，ニーズに応じた継続した支援・相談を実施すること。

ウ 公的なサービスだけでなく，地域の子育て支援サービスや近隣自治体の情報等，広く子育て支援情報を集約し提供すること。

エ 専門機関や子育て支援団体への仲介や必要に応じて窓口への同行や手続き申請の支援を実施すること。

オ 必要に応じて事業利用者の参加が見込まれる場等に訪問し，本事業の広報・啓発や参加者の相談に応じるなど，アウトリーチ型の支援を実施すること。

② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整，連携，協働の体制づくりを行うとともに，地域の子育て資源の育成，地域課題の発見・共有，地域で必要な社会資源の開発等に努めること。

特に，本市知覧保健センター内にある南九州市子育て世代包括支援センターとの協力体制を構築し，事業利用者の問題解決を図ること。また，顕

娃地域及び川辺地域に開設されている地域子育て支援センター等との協力体制を構築するなど，市の子育て支援関連事業に積極的に参加すること。

- ③ 本事業の実施にあたり，リーフレットその他の広告媒体を活用し，積極的な広報・啓発活動を実施し，広くサービス利用者に周知を図ること。

## (2) 施設設置要件

- ① 主として身近な場所で，日常的に利用でき，かつ相談機能を有する施設であること。
- ② 施設の設置場所については，地域（颯娃・知覧・川辺）の均衡や支援の充実を図るため，知覧地域に設置することを基本とする。
- ③ 建物の選定にあたっては，消防法・建築基準法等の法令に抵触することのないよう，事前に消防署等への確認を行うほか，各種災害等に備えた体制を整備するなど安全確保に必要な措置を講じること。
- ④ 借家において事業を実施する場合，応募時に実施場所の賃貸借契約を締結しておく必要はないが，委託事業者として選定された際には，本市との業務委託契約時までに賃貸借契約を締結し，賃貸借契約書の写し（使用貸借等の場合は，その旨がわかる書類）を提出すること。

- (3) 相談業務は，面談，電話，Eメールなど，様々な形態で対応すること。

## (4) 記録の作成および管理

- ① 相談・助言等の内容については必ず記録を作成し，支援の資料とするほか，関係機関や関係者等との情報共有等において活用すること。
- ② 記録の作成に関しては，利用者（保護者等）本人の承諾を得ること。
- ③ 記録の作成場所，保管方法，保管場所，閲覧権限，保存年限，個人情報に留意した廃棄方法等の記録の管理方法については，南九州市の条例や規則に基づき，ガイドラインを適宜定めること。

## (5) 個人情報と守秘義務

- ① 当事業に従事する職員等は，相談者等の対応に十分配慮するとともに，正当な理由なくその業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ② 業務上知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため，万全を期すこと。

- (6) 要望や苦情への対応については窓口を設け，これを周知し，要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。

- (7) 万一に備え，保険等に必ず加入すること。

- (8) 本事業は，子ども・子育て支援法第59条第1号に規定されていることを鑑み，法令，通知，要綱等を遵守し，事業者自らが運営すること。

その他，当事業を実施するにあたり必要な事項は，南九州市子ども未来課と協

議の上決定する。